



日本ラテンアメリカ学会 会 報



2022年3月30日

No. 137

1. 理事会報告
○第170回理事会
2. 第43回定期大会開催案内
3. 第43回総会について
4. 地域研究部会報告
5. 地域研究部会開催案内
6. 学術・国際交流
寄稿：JCAS年次総会報告
JCASA年次総会報告
7. 『研究年報』第43号への投稿
締め切り期日など
8. 第2回優秀論文賞
9. 新刊書紹介
10. コロナ禍における現地滞在記
11. 事務局から

〈報告事項〉

1. 会報135号刊行と136号編集状況
大串理事より、会報136号（2021年11月30日付）が刊行されたことが報告された。
伏見理事より、会報137号（2022年3月末刊行予定）の企画につき別紙資料に基づき提案があり、承認された。原稿の提出期日について複数質問があり、国際文献社に確認し、後日決定することになった（その後、2月12日となった）。「コロナ禍における現地滞在記」については、執筆依頼がなされており、今号も掲載する予定となった。
2. 研究年報42号の投稿状況
柳原理事より、研究年報第42号（2022年度）については、6本の論文の投稿があり、第1次査読中であること、これに加えて第42回定期大会のパネル報告にもとづいた依頼原稿が3本、特集「コロナ時代の地域研究」への寄稿を依頼した論文のうち少なくとも4本が掲載予定であることが報告された。また、投稿原稿では著者名は無記載であるはずだが、実際には記載される事例があったことから、執筆要項および投稿申込書での注意喚起法の改善を検討することも報告された。
3. 地域研究部会
狐崎理事より、東日本部会が12月11日（土）に開催され、2名の発表に加えて、ラテン・アメリカ政経学会との合同セッションがあり、のべ78名

1. 理事会報告

○第170回理事会議事録

日 時：2022年1月22日（日）

13:00～17:00

場 所：Zoomを使用したオンライン会議
出席者：新木、石田、受田（理事長）、牛田、大串、大越、岸川、狐崎、小林、近田、柴田、鈴木、禪野、武田、伏見（書記）、舩方、柳原、渡部
欠席者：藤掛

が参加した旨の報告があった。牛田理事より、中部日本部会が1月8日（土）に開催され、4名の発表に加えて懇親会もおこなわれ、25名が参加した旨の報告があった。また、第3報告の討論者に変更になったことも併せて報告された。禪野理事より、西日本部会が11月28日（日）に開催され、2名の発表があり、17名が参加した旨の報告があった。いずれの地域研究部会についても、オンラインでの開催であった。

4. 会計

近田理事より、例年この時期にゆうちょ銀行の総合口座（会員口座）の預金を三井住友銀行（会計口座）に移しているが、今年度はまだ実施していないとの報告があった。これは昨年度にゆうちょの定期預金を解約したため、会計口座の資金が十分あることが理由である。ただし、ゆうちょは当座預金であるため、普通預金である三井住友に移動することが望ましいので、事務局で今年度中に移動の手続きをとることになった。

また、第42回定期大会のポータルサイト作成・維持費およびJ-Stageへの年報論文の搭載に関わる費用は、予備費から支出したことが報告された。

続いて、選挙管理委員会経費については、選挙が実施される次年度に支出する予定であったが、国際文献社からの請求書が今年度内に発行される見込みであり、その場合には、今年度に支払う可能性があることが報告され、了承された。

5. 事務局

武田理事より、会費の督促と選挙管理委員との協議を実施したことが報告された。また、J-Stageに年報39号お

よび40号の論文の掲載が完了し、それ以前の号についても順次掲載予定であることが報告された。また、国際文献社と2022年度も引き続き契約更新する予定であることも報告され、了承された。

6. ウェブサイト・ニュース配信

石田理事から、前回理事会以降に、32件のニュースの配信とサイトへの掲載をおこない、会報136号と、第42回定期大会の報告要旨、および第40回定期大会の英語版プログラムをサイトに掲載したことが報告された。なお、39回以前の大会の英語版プログラムについては、各大会の実行委員長に問い合わせ中である。

電子データがなかった第23号については、近田理事の尽力によりデータが作成され、学会サイトに掲載されたこと、J-Stage搭載も可能になったことが報告された。また、過去の地域研究部会報告については、2020年の会報第134号掲載分まで、学会サイトに掲載済みであることも、報告された。

7. 学術・国際交流

新木理事より10月30日に地域研究コンソーシアム（JCAS）の年次集會に出席し、12月25日に地域研究学会連絡協議会（JCASA）の年次総會に出席したとの報告があった。LASAについては、近田理事より、2月開催のLASA/ASIA 2022には、学会として関与していないが、会員には報告予定者がいることが報告された。

〈審議事項〉

1. 第43回定期大会の準備状況について

柴田理事から、前回大会で作成したポータルサイトは費用が大きく、今回のように対面開催を前提とした大会で

は、予算内に収まらないことが判明したため、日本ラテンアメリカ学会ホームページのサーバーを利用したサイトを急遽用意したことが報告された。

大会での報告の申し込み状況は、対面ではパネル発表5件、個人発表14件、ポスター発表3件であり、オンラインではパネル発表が2件であることが報告された。なお、対面については余裕があり、応募がなかった歴史学分野を中心に再募集をかけた。

オンラインでのパネル2件はいずれも大会招へい企画を希望している。その理由としては、1件のパネルについては、海外研究者への謝礼を大会実行委員会の費用からの支出を希望していること、もう1件については、開催校のラテンアメリカ研究センターなどの研究機関との共催の可能性を模索しているためとの説明があった。審議の結果、いずれも大会招へい企画とすることが承認され、あわせて共催は可能であることが確認された。

招へい講演および懇親会については、感染症の状況に依存するため、現時点では確定できず引き続き検討中であるとの報告があった。

今大会は対面での実施を目指しているが、実際に対面で開催するかどうかは、感染症に対するまん延防止等重点措置の有無、感染状況の収束具合の2つの基準で4月下旬に判断したいとの提案があった。これに対して、4月下旬に大会の準備を開始すると準備期間が不足するという懸念が表明された。しかし、感染の状況は予測が難しく、開催時期が近づかないと判断できないため、4月下旬の判断が承認された。あわせて、対面およびオンラインのそれぞれの開催について、4月下旬

以前に準備しないと開催に間に合わなくなることをリスト化し、順次作業を開始することも確認された。

出版社の参加については、感染状況下という特殊状況に鑑みて、今大会については出店料を無料とし、対面の場合には非会員の出版社については参加料のみを徴収したいとの提案があり、了承された。

大会への参加申し込みはGoogleフォームでおこない、5月にメーリングリストをつうじて案内することが了承された。また、総会の出欠・委任状収集については、やはりGoogleフォームでおこなうが、大会参加申し込みとは区別して、学会事務局が別途おこなうことになった。

総会の開催形式については、ポストコロナを見据えて、より多くの会員の参加を可能にするために、対面でもオンラインでも参加できるハイブリッド方式にするべきである、との意見が複数の理事からあり、ハイブリッド方式でオンラインでの発言も認めることが決議された。なお、オンラインでの出席者の投票方法については、事務局で検討することになった。

新木理事から、対面での大会報告予定者が急遽オンラインでの報告に変更することの可否について質問があり、大会実行委員会で検討することになった。

2. 第43回定期大会費について

近田理事から、第43回定期大会のポータルサイトは今年度内に作成しているが、予算には計上されていないので、対応策としては、①今年度の企画費から支出する、②来年度の定期大会費に含める、という2つの可能性が提示された。審議の結果、大会実行委員

会と協議のうえで、対応を決定することになった。(*理事会終了後に、近田理事と宇佐見大会実行委員長とが協議し、①の今年度の企画費から支出したうえで、来年度の定期大会費が予算を下回った場合には、その余剰分からポータルサイト作成費分を返納することが決まった。)

これに関連して、近田理事より、ポータルサイトの作成費について問題提起があった。第42回大会に際して作成したポータルサイトは、43回大会では対面開催の費用と両立せず利用できなかったため、サイトを新設した。これは42回大会のサイトを継続的に使用するという当初の計画とは異なっており、大会毎にサイト構築費用が発生する可能性がある。したがって、サイトの作成や継続利用の方針については、今後の検討が必要である。

また、アルバイト費の支出に関して、現在は会計担当理事の捺印を省略し、自筆の署名のみでよいことにしているが、会計監事についても同様の措置をおこないたいとの提案があり、承認された。

3. 入退会の承認

丸岡真紀穂、内山翔馬（敬称略）の2名の入会と、藤村和広、渡邊利夫、池田光穂、ロメロイサミ、エレナトイダ（敬称略）の5名の2021年度末での退会が承認された。これに関連して、定年退職を機会に退会を希望する会員については、シニア会員制度についても案内するべきとの提案が牛田理事からあり、審議の結果、事務局で案内方法を検討することになった。

4. 若手支援制度

申請はなかった。

5. 優秀論文賞

鈴木理事より、本学会第2回優秀論文賞の選考について報告がなされた。2点の推薦があり、11月4日に野谷・井尻・花形の3会員に選考委員を委嘱し、委員間の互選で委員長に就任した野谷会員より、12月27日に年報41号掲載の藤井健太郎「ラテンアメリカの「バロック」—カルロス・フエンテス『アウラ』における実践—」を受賞論文として推薦する選考結果が報告されたとの説明があり、同論文の講評が資料として回覧された。審議の結果、同論文を受賞論文とすることが決議された。

今後の予定として、理事長名で受賞者に通知し、会報および学会ウェブサイトで公表すること、日本語とスペイン語の表彰状および副賞を準備すること、次期定期総会で授賞式をおこない、受賞者にスピーチをお願いすること、会報138号に「受賞者のことば」を掲載することが確認された。また、選外の論文については、自薦他薦に関わらず、推薦者に結果を伝えることも決議された。

6. 年報のJ-Stageへの掲載

武田理事より、年報のJ-Stageへの掲載の作業は、年報担当理事ではなく、事務局がおこなうことが提案された。理由としては、掲載作業にあたり必要な情報の多くが事務局にあり、年報担当理事が作業すると煩雑になるためである。審議の結果、了承された。

7. 退会に関する会則の改正

受田理事長より、前回理事会での決議を受けて、退会に関する会則の改正について提案があった。審議の結果、総会の時点で会員数を確定させる必要があるため、前年度末での退会の申請は総会準備前に締め切ることが望まし

い点と、退会にはそれまでの会費納入が条件である点を勘案した上で、現行の10条の条文のあとに、第2項として「特別な事情のない限り、退会手続きを行う当該会計年度の会費については、これを支払うものとする。ただし、通常総会の二週間前までに前年度までの会費を完納した上で退会申請を行った場合は、前年度末での退会を認める。」という文言を加える改正案が了承され、総会に諮ることになった。なお、改正案については新旧対照表を作成し、理事長名での案内文とともに会報137号で告知することも決議された。

これに関連して、会費請求の時期を4月中旬から下旬にかけて行うことも決議された。これは、4月初旬に住所や所属などの情報更新のリマインドをおこない、新しい情報が反映されてから請求をおこなうほうが、請求書が届きやすいためである。

8. 理事選挙と会員管理について

武田理事より、理事選挙にあたり被選挙人名簿を確定させる必要があるため、会費未納により除名対象となっている会員のうち、3年分未納の11名については除名処分としたいとの提案があり、承認された。（*なお、理事会後に納付の意思表示があった2名については、2月9日までに納付が確認できれば処分しないことが、後日のメール審議で了承された。その後、納付の確認がとれたため、9名が除名処分となった。詳細は、本誌の「事務局から」を参照。）

除名処分を決議する時期については、今回は選挙の必要上、現時点で実施したが、一般的にはルールを設けることが望ましいとの提案があり、この点については継続協議となった。

これに関連して、会費未納者の被選挙権について、大串理事から問題提起があった。選挙管理委員会の理解では、会費未納者は被選挙権を有さない。しかし、会則や理事選出規則では、この点については未規程である。審議の結果、今回の選挙については、会費未納者には被選挙権を認めることが決議された。また、会費未納者などの被選挙権については、今後の理事会で協議したうえで、必要であれば会則と理事選出規則の改正を総会に諮ることも決議された。

9. 地域研究部会報告の記載方法について

石田理事より、学会サイトに掲載している地域研究部会報告について、年と年内の開催回数の記載について、不一致があることが報告された。原因は、年度ごとの記載にも関わらず、各研究部会の開催時期が12月～1月の年をまたぐ時期や、3～4月の年度をまたぐ時期に重なっているためである。審議の結果、現行のページの第1回・第2回という表記をやめ、年ごとに開催年月順に記載するかたちでサンプルを作成し、これを参照したうえで、引き続き協議することになった。

関連して、地域研究部会の案内などの表現も統一するべきとの提案があり、こちらもサイトへの記載法とあわせて決定することが確認された。

10. その他

●舛方理事から、前回の理事会での決議にもとづいて、共同研究の成果発表に関するガイドラインの文案を検討したことが報告された。審議の結果、総会での決議を必要とする詳細な規程ではなく、理事会で決定できる注意喚起を目的としたガイドラインの作成にとどめることが決議された。また、その

文面とサイトでの掲載場所については継続審議となった。

●次回理事会は2022年5月21日（土）の13:00から開催されることが承認された。

●次期の理事による第1回の理事会の開催日程については、新理事会で決定する事項だが、現理事会で予め調整すべきとの提案が新木理事からあり、協議の結果、6月11日（土）を候補日とした。

2. 第43回定期大会開催案内

第43回定期大会は、6月4日（土）・6月5日（日）に同志社大学烏丸キャンパスにて対面式で開催いたします。大会参加につきましては、5月上旬に学会ニュースのメール配信を通じてお送りする予定のGoogle formからお申込みください。

定期大会では対面式のパネル・分科会に加え、海外との学術交流を目的としたオンラインパネルとして、ノース・カロライナ大学のArturo Escobar先生をお招きするトークセッション（パネル責任者：幡谷会員）、およびArianna Becerril García先生をお招きしてオープンサイエンスについてのセッション（パネル責任者：村井会員）を企画しております。これらはオンラインで行われますが、同志社にお越しの皆さまは会場のスクリーンでご視聴いただけます。招へい講演は、アルゼンチンの公共政策研究センター所長のRubén Lo Vuolo先生による「権利の視点からの現代ラテンアメリカの社会政策（仮題）」を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、全面オンライン開催になる可能性もあることをご了承ください。また、発表予定者が体調不良等でオンライン発表に変更する場合には、現在検討中です。

最新情報は学会ニュースのメール配信および学会ホームページ「大会ポータル」にてお知らせいたしますので、随時ご覧いただければ幸いです。

【実行委員会連絡先】

〒604-0898 京都市上京区烏丸通上立売上ル志高館307号室

宇佐見耕一研究室気付

日本ラテンアメリカ学会

第43回定期大会実行委員長 宇佐見耕一
ajeltaikai2022#gmail.com（#を@に変える）

3. 第43回総会について

2022年度大会（開催校：同志社大学）の初日6月4日（土）に、日本ラテンアメリカ学会第43回総会が開催されます。本総会では、下記のとおり会則の変更も審議予定です。会員各位におかれましてはご出席をよろしくお願いいたします。出席が難しい場合は、委任状の提出について追ってご連絡いたしますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

☆退会に関する会則の改正について(案)

第170回理事会において、退会に関する会則の改正が提議され、審議の結果、第43回総会に議案としてお諮りすることになりました（本誌の理事会議事録を参照）。改正の目的は、年度が進行しているにも関わらず、遡って前年度末での退会を申請することを防ぐことにあります。このため、会則第10条の退会規定に退会申請の条件と期限に関する規程を第2項として挿入したく存じます。改正箇所は、下線の部分になります。総会でご審議のほど、よろしくお願いいたします。

第10条（退会）

（2022年6月の総会にて一部改正）

1. 会員で退会を希望する者は書面により、理由を付して本会に提出しなければならない。
2. 特別な事情のない限り、退会手続きを行う当該会計年度の会費については、これを支払うものとする。ただし、通常総会の二週間前までに前年度までの会費を完納した上で退会申請を行った場合は、前年度末での退会を認める。

4. 地域研究部会報告

〈東日本研究部会〉

2021年12月11日（土）13:30から17:30まで、Zoomオンラインにて開催された。2件の報告及び日本ラテン・アメリカ政経学会との合同企画としてハイチ危機をテーマとするパネル報告が行われた。参加者は個別報告1に19人、個別報告2に22人、パネルに37人、のべ78名の会員が国内各地から参加され、以下のような活発な討議が行われた。

狐崎知己（専修大学）

★個別報告1

「コロナ禍のエクアドルにおける、山間部小学校の子どもたちの状況と支援の継続の姿」

発表者：杉田優子（エクアドルの子どもたちのための友人の会 SANE）

討論者：狐崎知己（専修大学）

SANEは、2019年3月より3年間の予定（現在は3年5ヶ月に延長）でJICA草の根技術協力事業に取り組んでいる。この新たな挑戦は、学校菜園と給食実施の道筋作りなどを通じて、小学生の学校生活を改善することを目指しているが、コロナ感染症が世界中に広がり、事業開始から1年後の

2020年3月に予定されていた報告者のエクアドル出張は直前で中止となり、全ての事業校が閉鎖されてしまった。本報告では、パンデミックという誰もがこれまで経験をしたことがない状況の中で、報告者の会のような、現地に事務所を持たない、基本的にボランティアが支えているNGOが、地域と子ども達の窮状を少しでも支援しようと、JICAや他の助成金組織とどのように交渉をしながら教育支援を続けてきたのかを、現地政府の対応にも触れつつ報告し、未曾有の危機に直面して市民社会が果たし得る役割について考察した。

報告の中で議論した一つの点は、SANEがこのような事態に有効に対応できたとなれば、それはなぜかということである。大きな資金を動かしている政府や組織が姿を消す中で、会の活動が唯一止まらないですんだのは、純粋に子どもの権利を守る意思（ボランティア）で動いてきたスタッフの思いと、限られた資源の中でできることを工夫してやる活動の方法が元々あったことであった。小規模NGOは組織基盤が脆弱で存在自体の持続可能性が常に問題になっているが、このような事態に実は強かったことが示されたことは、活動の持続可能性の議論の中で新しい視点ではないか。もう一つ重要なことは、現地のニーズと、外からの支援とを繋いだことである。外からの支援を可能にしたのは、現地と直接やりとりのできるネットのコミュニケーションツール、呼びかけ、そして32年間にわたる活動で築き上げた信頼関係であった。また、新大統領が掲げたワクチン接種の促進、これに伴う感染者数の減少と学校再開への動き、これと連動した事業の進行が功を奏したと言えるだろう。

討論者の狐崎氏からは、開発ミクロ経済学の観点から事業評価をする時の具体的な要因、生活改善アプローチの視点から事業

の進め方のヒントをいただいた。中でも生活改善アプローチからの指摘には今後の事業の進め方に参考になる豊かな示唆が含まれており、活かしていきたい。また、参加者から家庭訪問についての質問や、励ましをいただき、心より謝意を表したい。

★個別報告2

「アルゼンチンの国勢調査における「先住民」統計をめぐる議論の現況」

発表者：遠藤健太（フェリス女学院大学）

討論者：敦賀公子（明治大学）

本発表では、アルゼンチンの2022年国勢調査のなかで実施されることになっている先住民調査に焦点を当て、その特徴と意義を論じた。

まずは、同国における先住民統計の前歴を概観した。ここでは、19世紀～20世紀には先住民人口に関する全国規模の調査が完遂された例がなかったこと、および、2001年と2010年の国勢調査では先住民人口に関する調査が実施されたがいずれも不完全なものだったことを確認した。そして、2022年国勢調査が、先住民（およびアフロ系）としての自己認識に関する質問を全住民向けに実施する初の試みとなり、その点で重要な歴史的意義をもつことを指摘した。

次に、近年のラ米諸国の国勢調査にみられる多文化主義的傾向（＝人種・民族別の人口調査を積極的に実施する傾向）を確認したうえで、そのなかでのアルゼンチンの特徴を考察した。ここでは、同国の国勢調査が2001年以降（他の多くのラ米諸国同様）段々と多文化主義的傾向を強めてきていることを確認しつつ、他方で先住民言語に関する質問をこれまで一度も実施していない点が特徴的だと指摘した。そのうえで、現在同国の先住民団体が「言語」調査の実施を求める運動を展開している様子を

紹介した。

次に、民政移管以降のアルゼンチンの先住民政策（主な法令の制定・改正等）の経緯をふり返った。ここでは、アルゼンチンが（世界的・汎ラ米的な潮流に呼応して）先住民の権利保障に関する法整備を1980年代から進めてきたことを確認しつつ、その法制度に実態が追いつかず政策の実行にはたびたび遅延が生じてきたことを示した。そのうえで、特に2000年代からは先住民の権利保障に関する具体的な政策が徐々に実行されてきたことを確認し、2001年国勢調査以降の先住民統計の漸次的な拡充がこういう文脈で実現してきたものだったことを指摘した。

討論者の敦賀会員からは、ご自身が専門とする中米諸国の事例（先住民やアフロ系の人口・言語調査の実施状況）の紹介という形で比較研究の可能性が示されたほか、アルゼンチンの先住民団体がいまなお「言語」調査の実施を求めているのは何故かという質問がなされ、それをめぐり若干の議論を交わした。その他の会員からは、アルゼンチンの国勢調査票の文言における「先住民」の捉え方が本質主義的にみえるとの指摘や、その調査票の作成過程における先住民団体の関与の有無等を調査すべきとの指摘など、発表者の今後の研究に資する有益なコメントをいただいた。

★パネル

「深刻化するハイチ危機」

（ラテン・アメリカ政経学会との合同企画）

発表者：尾尻希和（東京女子大学）

久松佳彰（東洋大学）

狐崎知己（専修大学）

討論者：受田宏之（東京大学）

今井達也（東京大学大学院）

危機を「国家の基本的機能の喪失」及び

「日常生活の急激な悪化」と定義するならば、危機の悪循環に歴史的にとらわれてきたハイチは、2021年7月の大統領殺害によっていっそう混迷の度合いを深めている。ハイチ危機を学際的に分析討議するために、ラテン・アメリカ政経学会と合同でパネルを企画し、両学会から37名という多くの会員が参加した。ハイチ研究の蓄積が浅い日本において、学会の枠組みを超えた総合的な研究を促進するうえでも、合同パネル開催の意義はあったと言えよう。

尾尻報告は「ハイチ憲法改正問題：ガバナンスの確立に向けて」と題し、報告者のこれまでの研究蓄積を踏まえながら、ハイチ政治を理解するうえでのキーワードと政治制度の基本的特徴を説明した。そのうえでデュバリエ時代の憲法改正から1987年憲法、2011-2012年の憲法改正、2021年9月の憲法改正案に至る各憲法の特徴と政治的争点を大統領の権限にフォーカスしながら比較制度分析した。大統領殺害後の憲法改正案と政治改革をめぐり、大統領の権限強化を主張する専門家グループと独裁を警戒する世論（「市民社会」グループ）の間で対立が続いており、主要政治勢力及び国民多数の合意にもとづく憲法改正が望みにくい状況にあることから、法的措置によるガバナンス問題解決には限界があると結論づけた。フロアからは、ハイチ政治の課題を憲法改正から分析する視点は大変興味深いとのコメントが寄せられた。

久松報告はハイチ経済をテーマに、まず、これまでのハイチ経済の主要振興策を比較分析し、輸出振興面では一定の成果を見せながらも、近代経済の持続的成長に欠かせぬ諸条件がほとんど未整備のままである点を指摘した。条件整備の最大の障害要因として、貿易部門と国内流通を牛耳る経済エリート・ネットワークの中心的アクターが排他的な特権を守るためにクーデ

ターに訴え、寡占市場を維持してきた点をJ.Robinsonらの最新研究にもとづき論じた。輸入価格が高く、市場効率が悪いハイチでは、経済政策にフォーカスした振興策の効果は限定的であり、政治経済的な分析にもとづく権益構造まで踏み込んだ改革政策が必要だが、これを立案実行すること自体が極めて困難であると結論付けた。フロアからはハイチ貧困層の生活の糧である郷里送金がエリート・ネットワークの「食べ物」にされるメカニズムについて質問があり、輸入品の高価格維持が貧困家計に及ぼす悪影響について説明された。

狐崎報告は「ハイチ危機の政治経済学」と題し、まずハイチが直面する多様な脆弱性と慢性的貧困に関するモデルとデータを提示した。そのうえで中位投票者モデルに依拠するならば、自由公正な選挙のもとでは慢性的貧困状態にある中位投票者の願いに応える改革派大統領が当選し、改革が試みられることが合理的な帰結となると説明した。それが故に、エリート・ネットワークが歴史的特権を維持するためにクーデターに訴えることも合理的であり、アリストテッド政権への2度のクーデターはこのモデルで説明できると論じた。プレバル政権以降は自由公正な選挙制度自体が崩壊したため、中位投票者モデルが成立しえず、故にクーデターも不要となったと結論づけ、「ハイチ危機」の根底にはエリート・ネットワークの利権死守という合理性が存在していることを指摘した。

フロアからは農産物輸入関税の再度引き上げによる農民所得の引き上げ効果について質問がでた。コメの価格動向は関税引き下げ後に一時低下したものの、貿易・流通を牛耳るエリート・ネットワークの影響のため国内コメ価格は以前の水準以上に上昇しているものの、いったん崩壊した国内生産は土壌回復をはじめ困難であると回答さ

れた。国連平和維持軍の撤退に関する質問については、「援助疲れ」と国連安保理での中国の消極的姿勢が撤退のタイミングに影響したと考えられる旨、説明された。

討議では受田会員が、ガバナンスと治安分野の国際統計比較にもとづき、ハイチの組織暴力とガバナンス、治安面での特徴を指摘した。近代日本のやくざやメキシコの麻薬カルテルの歴史動向と現状を踏まえ、ハイチでもギャングの手に職をつけ、フォーマル及びインフォーマルな事業の相対的魅力を高めることで犯罪低下を達成できるという合理的推論に基づく現実的な提案がなされた。

今井会員は「米占領（1915-1934）の遺産」にフォーカスし、まず、ハイチ経済エリート誕生の起点と発展経路が歴史的に蓄積してきた政治経済、公衆衛生にかかわる諸問題を指摘した。国外勢力とエリートに対する国民多数の「主体性の回復」と「免責」問題の解決が優先的な課題となっているものの、修復的正義の回復の模索が現実的な政策として優先的に追求されるべきであると提案された。

〈中部日本研究部会〉

中部日本研究部会は、2022年1月8日（土）14時より17時までオンライン（南山大学をホストとするZoomミーティング）形式で開催された。4件の報告が行われ、参加者は、発表者・討論者を含め25名であった。例年を上回る報告件数であったことに加え、中部地方在住会員のみならず、関東・関西方面や沖縄からも参加者が得られたのは、オンライン開催ならではの成果であった。

以下は各報告の概要であるが、発表者から30分ほどの報告があった後に、討論者よりコメントがなされ、全体での質疑応答・討論が行われた。部会終了後の懇親会

でも、和やかな雰囲気の中で有益な意見交換・情報共有がなされ、会員間の貴重な研究交流・親睦の機会となった。

牛田千鶴（南山大学）

★第一報告

“A ‘diáspora’ da mandioca e a migração de retorno: o cultivo da mandioca no Japão”

発表者：光安アパレシダ光江

（浜松学院大学）

討論者：山崎圭一（横浜国立大学）

A autora fez, primeiramente, uma breve apresentação sobre a migração da mandioca, desde sua região de domesticação (América Latina) até a sua possível introdução no sul do Japão. Em seguida, a autora apresentou 3 estudos de caso baseados em entrevistas realizadas com produtores de mandioca na província de Shizuoka, Japão. De um lado, a autora lançou um olhar sobre a migração de retorno dos imigrantes japoneses e a contribuição de japoneses e brasileiros residentes no Japão para a disseminação da mandioca. Por outro lado, a autora demonstrou como está se desenvolvendo o cultivo de mandioca nessa província, assim como as estratégias de vendas e de marketing adotadas. A autora destacou também as principais dificuldades e desafios enfrentados pelos produtores como a dificuldade do cultivo da mandioca em climas temperados, os desafios em relação às mudanças climáticas, as dificuldades na divulgação da mandioca para os japoneses e a crescente competição devido ao aumento do número de produtores.

Como comentarista, o Professor Keiichi Yamazaki fez um resumo dos principais pontos da apresentação e questionou sobre como a mandioca poderá ser um instrumento de

empreendedorismo. E sob o ponto de vista do desenvolvimento regional, ele questionou também quais seriam as possíveis utilizações da mandioca em outras indústrias. O Prof. Yamazaki também teceu ricos questionamentos sobre o futuro da mandioca no mercado internacional e seu papel para o desenvolvimento econômico nos países em desenvolvimento.

★第二報告

“Actividades no cognitivas durante la pandemia COVID-19 en Latinoamérica: el proyecto Osoji-Japan en Perú”

発表者：Jakeline Lagones

(関西外国語大学)

討論者：福岡真央 (関西外国語大学)

En el contexto actual en el que vivimos por la pandemia COVID-19, el mundo se encuentra ante nuevos desafíos educativos no esperados, como el cierre obligado de las escuelas. Por lo cual, la población se ha preocupado más en mejorar las medidas de higiene drásticamente a nivel mundial. De la misma forma, la UNESCO en el 2020 ha propuesto desarrollar protocolos detallados sobre medidas de higiene como una condición necesaria para la reapertura de las escuelas. En el mismo año, en el Perú, el II Informe Nacional Voluntario del Perú, sobre la implementación de la Agenda 2030 que recoge los 17 Objetivos de Desarrollo Sostenible (SDGs), manifestó que se debe de realizar un intercambio de experiencias entre países para conocer buenas prácticas y lecciones del surgimiento del coronavirus, lo cual es muy importante para el cumplimiento de la Agenda 2030. Por lo cual, se ha diseñado un proyecto educativo denominado "Osoji-Japan".

El proyecto fue diseñado para ser aplicado

en las escuelas públicas del Perú, pero debido a la pandemia COVID-19, se aplicó en los hogares de los estudiantes de una escuela pública peruana. Para iniciar el proyecto se realizaron trabajos de campo en las escuelas japonesas y se observaron tres actividades no cognitivas (limpieza, voluntariado y reciclado). Como resultado, la implementación de las actividades trajo la concientización ambiental, tanto de los estudiantes como de sus familiares, y el desarrollo de la autonomía de los estudiantes. Además, otro factor importante fue la cohesión social, donde lo más inesperado fue que transformó varios aspectos en la organización familiar como algunos cambios en los roles de género. También presentó algunas limitaciones de intervenir en espacios domésticos donde se rigen diferentes reglas, además del contexto particular de la COVID-19.

★第三報告

「ウルグアイの日系社会—社会文化的統合の一形態—」

発表者：馬場由美子

(愛知県立大学大学院)

討論者：中沢知史 (立命館大学)

あまたある日系社会研究の中で、ウルグアイは空白地帯である。日系人は推定470人、「消滅の危機」と称される一方、現地への統合が進み、移民社会の成熟した一形態であるとも言える。本研究は、報告者が国際協力機構 (JICA) のボランティアとして移住史『ウルグアイ 日系人の歩み』を刊行した経験をベースに、戦前・戦後にわたって国策移民がなく、他国からの転住者が多く、集住地を持たない小さな日系社会を記録し、その近未来を予測することを目的としている。

ウルグアイの人類学者グスタボ・ジェン

タ・ドラドは著書“La Colectividad Japonesa en Uruguay”（1993）で、「日系社会は組織力が弱い」「2世は親から受け継いだ『日本』が現地社会で再生できないと気づく」と分析し、「社会文化的統合へと進んでいく」と結んでいる。報告者はここに「日本文化を愛するウルグアイ人も統合の一翼を担う」という仮説を加え、論証を試みた。

討論者の中沢知史会員からは「小規模コミュニティ研究が移民研究にどう貢献できるのか」というご指摘をいただいた。“So what?”というシンプルだが重たい問いを突き付けられ、「小規模ならではの変化の加速度に注目すれば、他国に先立ってその未来形を予測し得る」という視座を得た。爽り多き初の研究部会発表であった。

★第四報告

「乱反射するウルグアイの先住民問題一次回国勢調査を見据えてー」

発表者：中沢知史（立命館大学）

討論者：遠藤健太（フェリス女学院大学）

本発表では、従来「インディオがいない」ことで先住民に関わる研究から除外されてきたウルグアイを取り上げ、独立期における先住民消去の歴史、チャルーア先住民運動のこれまでの歩みと課題について述べた。そのうえで、これまで強固なウルグアイの政党システムに阻まれる形で政治課題にならなかった先住民というテーマが浮上したことで、ホモジニアスな空間として構築されたウルグアイの国家像が変容し、他国に大きく遅れつつも多民族・多文化性を自覚する方向へ動いているのではないかと指摘した。

さらに、ウルグアイにおける先住民運動の一つであるチャルーア民族評議会（CONACHA）の活動について、建国期の虐殺の記憶を呼び覚ますことを通じて、国

家暴力の記憶を回復するという、普遍的な人権追求の可能性に開かれた運動であると述べた。加えて、ウルグアイの先住民問題は、近年のセトラー・コロニアリズム論や、19世紀の「民族展示」問題、帝国（主義）の遺産としての遺骨問題、アイヌ民族否定論に見られるバックラッシュ問題等、より幅広い文脈の中に位置づけ、比較研究をすることが有益である旨、今後の研究課題として指摘した。

討論者、参加者からは、ウルグアイの先住民運動を取り上げた研究、同国の国勢調査全体の特徴や、2011年に人種・民族的出自の自覚に関する設問が加わった背景、「ウルグアイ人の3割は母方に先住民の先祖を持つ」とする遺伝生物学的観点からの研究の信頼性等について、質問・コメントが寄せられた。

なお、本発表は科研費（20K22080）による研究の一部である。

〈西日本研究部会〉

2021年11月28日（日）14時より17時まで、西日本研究部会が開催された。今回もZoomを使用してのオンライン形式となった。報告者は2名で、それぞれに討論者がついた。参加者は17名で、今回も、西日本に限らず多様な地域からの参加があった。質疑応答もさかに行われ、充実した研究部会となった。発表要旨は以下の通りである。

禪野美帆（関西学院大学）

★第一報告

「博士論文研究『ベネズエラ都市部における産前・産後ケア実践：ミランダ州バルロベント地域出身者を対象として』（仮題）の構想」

発表者：川又幸恵

(総合研究大学院大学)

討論者：坂口安紀 (アジア経済研究所)

本発表は、現在構想中の博士論文研究に関わり、フィールド調査前により多くの意見を頂き研究計画に反映していくことを意図として行った。

博士論文研究の目的は、ベネズエラの産前・産後ケア実践は、近年の社会状況下において、複雑化する医療に加え、伝統、制度、そして家族関係といった諸要因が絡み合う中で、どのような交渉や調整のうえに成り立っているのか、そのプロセスについて検討することにある。

本発表では、まず文化人類学分野における出産研究を概観した。そして、出産の医療化という領域に焦点を当て、この領域において、ラテンアメリカ地域の都市部の特徴である①文化の異種混濁性、②農村部からの人口の流入と集中、そして都市の人口集中から生まれる多様な社会問題という2つの文脈での出産研究が少ないことに着目した。

発表者がフィールドとするベネズエラでは、出産の医療化は20世紀前半から進み、チャベス政権(1999~2013)以降、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの向上を目指した母子保健政策が盛んに行われている。しかし、これらの政策により、妊産婦死亡率及び乳幼児死亡率が飛躍的に改善しているとは言えない。

博士論文研究では、ベネズエラにおいてこれまで研究されることの少なかった女性の日常実践の視点から、母子保健政策や産科医療がどのように機能しているのか、また、社会的・文化的側面や社会状況が出産にどう絡み合っているのかを産前・産後ケアに着目して明らかにしていく。

討論者の坂口会員には、ベネズエラの政治、医療の現状を中心にコメントを頂いた。

まず、前提としてベネズエラの法律や制度と現実には激しい乖離が存在していることが指摘された。その上で、本研究を進めていくうえで着目すべきポイントとして一つ目に経済の縮小、二つ目に医療システムの崩壊・混乱の2点について説明を頂いた。

経済の縮小について坂口会員は、70年代までの経済成長時に、様々な医療制度が整備されたが、80年代~90年代のマイナス成長時に医療をはじめとした社会サービスの予算が縮小されたことで医療制度に変化が起こったことに言及した。また、公共社会サービスが減退した分の補完的な役割として市民社会組織による活動が活発化したことにも触れ、出産や産前・産後ケア実践が医療環境やアクターが変わる中でどのように行われてきたかという点は興味深いとし、発表者もこれに同意した。

医療システムの混乱・崩壊については、当該国の医療システムの並列性の特徴をあげ、現在は予算が縮小され基本的なインフラ設備もままならない公立病院、チャベス政権下で始まったキューバ人医師を中心に運営されるミッション、そして高度な医療サービスを提供する私立病院と、全く異なる医療環境の存在をどのように扱っていくか、どの社会層がどの医療を利用しているかといった点を精査していく必要があると指摘した。今回ご指摘いただいた点を踏まえ、研究計画を精査していきたい。

★第二報告

「マプーチェ医療の「成功」を支えるもの：チリ国家・マプーチェ関係についての考察」

発表者：工藤由美 (国立民族学博物館)

討論者：鈴木紀 (国立民族学博物館)

本報告は、2000年以降のチリで先住民マプーチェの伝統的民族医療が公的医療シ

システムに組み込まれて「成功」を収めている、その「成功」という現実が先住民法や先住民政策全体とチリの医療状況に照らして、どのような意味を持つのか検討したものである。

1996年に開始された先住民保健特別プログラム（以下PESPI）は先住民の医療へのアクセス改善を目的に、その実現の柱に先住民の主体的参加とインターカルチュラルヘルス（以下SIC）を据えた。これに呼応したマプーチェ組織によるマプーチェ医療の提供はPESPIの下で公的医療システムに組み込まれ、2006年には首都でもマプーチェ医療が始まった。

首都のマプーチェ医療の「成功」の背景には、1970年代以降の急速な健康転換の進展と医療費の急増、医療格差の急拡大、西洋医薬の副作用に不満を持つ層の増大等の問題が顕在化した。

この流れの中で、PESPI下の登場とはいえ薬草で知られたマプーチェ医療はより「自然」な代替医療としてチリ人たちに歓迎された。チリ国家にとっても、PESPI下のマプーチェ医療の診療単価は非常に低額で、医療格差だけでなく医療費問題にも有効であり、しかも薬草は自国の新たな医療資源、経済資源として再認識された。他方、首都のマプーチェ組織は、マプーチェ文化復興とマプーチェ集団の可視化を目指す組織活動としてマプーチェ医療を提供しているが、その費用は公的に賄われ、他にも儀礼用の土地の獲得等さまざまな便益の獲得にも成功している。つまり、この15年余りの首都でのマプーチェ医療の「成功」を構成しているのはこれらの細部なのである。

この「成功」の細部を検討してわかることは、薬草やSICの概念がバウンダリーオブジェクト（以下、BO）としてチリ国家、マプーチェ組織、チリ人患者等の実践を結

びつけ、三者は薬草やSIC概念をBOとして利用しあう関係に立っていることである。しかし、「成功」の基盤をなすこの関係は、三者の間にある薬草をめぐる「自然」概念の相違を顕在化させずにおくことと、レスペート（*respeto*）という名のもとに西洋医療とマプーチェ医療の相互交流を積極的には展開せず、SICを実現しないまま両者の併存を維持するという二つのことの上に危うく成立しているものである。いわば、異文化あるいは他者に対する相互の、適度な「無視」と「許容」がこの「成功」を支えているといえるのである。

討論者の鈴木会員からは、「マプーチェ医療を利用するチリ国民とマプーチェの人々は、両者の間で薬草の意味が異なることに気づいているか」（回答：気づいている人はいるが、どちらも少数である）、また、気づいている「マプーチェの人々は、マプーチェの世界観を理解しないチリ国民に薬草が効くと思っているか。また、なぜ効くのか」（回答：科学的に薬効成分が認められており、その部分で効くのだろうと考えている）という質問があった。加えて、新自由主義的多文化主義の下で、国家は資本主義を妨げない先住民の権利は尊重するが、資本主義を脅威にさらす先住民は許容せず、先住民の文化は部分的にしか認められていない現実を指摘された。それはチリ政府によるマプーチェ医療の活用が、土地争いをめぐって国家からテロリスト呼ばわりされるマプーチェ活動家と、本事例のマプーチェ医療に携わるマプーチェの間の分断につながる可能性とも重なり、発表者もその点について同意した。さらに、本事例が示す他者の異文化理解への不干涉という態度は、むしろ積極的に、多文化主義の実践の秘訣といえるのではないかという提起もあり、発表者も概ねの賛同を示した。その他、薬草やマプーチェのアイデン

ティティをめぐってフロアとの質疑応答がなされた。

5. 地域研究部会開催案内

〈東日本研究部会〉

東日本研究部会では下記の通り研究会を開催します。

【開催日時】

2022年4月16日（土）13:30～

【開催形態】

Zoomによるオンライン開催

プログラムの詳細はメール配信による学会ニュースと学会のウェブサイトでお知らせします。参加ご希望の方は、なるべく4月8日（金）までに岸川（t-kishik@sophia.ac.jp → #を@に変える）までお知らせください（Zoom招待URLは事前に参加希望をお伝えいただいた会員にのみ4月9日（土）頃にお知らせいたします）。

担当理事 岸川毅／狐崎知己

〈中部日本研究部会〉

中部日本研究部会では、以下の日程で研究会を開催する予定です。

【開催日時】

2022年5月7日（土）14:00～17:00

【開催形態】

Zoomによるオンライン開催

プログラムの詳細は、メール配信による学会ニュースと学会のウェブサイトでお知らせします。（Zoom招待URLは事前に参加希望をお伝えいただいた会員にのみ、4月中旬にお知らせいたします。）実り多い活発な議論の場となりますよう、皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。よろしくお願いたします。

担当理事 牛田千鶴／渡部森哉
中部日本研究部会運営委員 丹羽悦子

〈西日本研究部会〉

西日本研究部会は、以下の日程で研究会を開催する予定です。

【開催日時】

2022年4月24日（日）14:00～17:30

【開催形態】

Zoomによるオンライン開催

【オンライン参加申込先】

研究会のプログラムが確定した後、あらためて広報しますが、概ね4月15日（金）までに、ayuchi_tori@hotmail.com（#を@に変える）へお申し込みください。追ってZoom招待URLをお伝えします。

担当理事 鈴木紀／禪野美帆
西日本研究部会運営委員 鳥塚あゆち

6. 学術・国際交流

寄稿：JCAS2021年度年次集会・

第11回JCAS賞授賞式参加報告

新木秀和

2021年10月30日（土）、地域研究コンソーシアム（JCAS）の2021年度年次集会・第11回JCAS賞授賞式・一般公開シンポジウムが、Zoomでオンライン開催された。次のとおり報告する。

1. 2021年度年次集会

年次集会には例年よりも多く（30名以上）の参加があり、飯塚正人事務局長の司会で議事が進められた。第8期（2020年から2022年まで）のJCAS事務局は東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（AA研）に置かれており、星泉JCAS会長（AA研所長）の挨拶に続き、飯塚事務局長から、過去1年間に新たな加盟組織はなく現在の加盟数は104であることが報告された。

次に、岡田泰平JCAS運営委員長（東京

大学 東南アジア学会) より、2020年11月から2021年10月までの活動報告が行われ、①年次集会の開催、②オンライン・ジャーナル『地域研究』の発行と新たなカテゴリー「地域研究の挑戦」の構想、③JCAS賞の選定、④社会連携セレクションにおける42団体の紹介、について説明がなされた。

これを受けて参加者の間で、コロナ禍における若手研究者への支援のあり方やJCASの活動を持続可能なものとするための方向性などをめぐって活発な質疑応答が交わされ、地域研究構想部会の本格始動についても検討していくことが確認された。

2. 第11回JCAS賞の授賞式・講演会

年次集会に続いて、第11回(2021年度)JCAS賞の授賞式および受賞者による講演会が一般公開で実施された。

岡田運営委員長より、各部門の趣旨と選定過程について説明があった(締切時点での応募総数は43件と過去最大、1次審査で23件を選定し、専門委員による2次審査を経て各賞の受賞作を選定)。今後、講評がホームページに掲載されるとのこと。次に、星会長より各作品の紹介がなされ、順に講評および表彰状が読み上げられた。受賞作は次のとおりである。

①研究作品賞(1件):

・荒哲(福島大学)『日本占領下のレイテ島一抵抗と協力をめぐる戦時下フィリピン周縁社会』(東京大学出版会、2021年2月)

②登竜賞(1件):

・村橋勲(東京外国語大学)『南スーダンの独立・内戦・難民—希望と絶望のあいだ』(昭和堂、2021年2月)

③研究企画賞(1件):

・岩田拓夫(立命館大学)『Iwata Takuo (ed.) (2020). New Asian Approaches to

Africa: Rivalries and Collaborations, Wilmington: Vernon Press.』

④社会連携賞(1件):

・NPO法人アフリック・アフリカ「コンゴ・水上輸送プロジェクト」

続いて、上記受賞者のうち2名(荒氏、村橋氏)による記念講演が行われた。JCAS賞の詳細についてはJCASウェブサイト参照されたい。

3. 一般公開シンポジウム

午後には、JCASとアジア経済研究所の共催による一般公開シンポジウム「**地域研究とグローバル・アジェンダ『濃い研究』もたらす視座**」が開催された。地域研究がグローバル・アジェンダに対し、どのような貢献ができるのかという問題意識のもとで、水環境、リサイクル、温暖化、感染症などをテーマに地域研究に携わってきた研究者たちが、地球規模でますます複雑にからみ合う諸問題に取り組む際に必要な視点をめぐって研究成果を報告し、議論を展開した。本件シンポジウムの詳細についてはJCASおよびアジア経済研究所の関連ウェブサイト参照されたい。

寄稿: JCASA2021年度年次総会報告

新木秀和

2021年12月25日(土)、地域研究学会連絡協議会(JCASA)の2021年度年次総会がZoomでオンライン開催された。参加者は22名、加盟学会のオブザーバー機関等の参加者を含め全員が参加した。概要を報告する。

深山直子事務局長(東京都立大学、日本オセアニア学会)の司会で、①2021年度事業報告(ニューズレター第15号の発行、今次総会の開催の2件)、②同会計報告(オ

ンライン対応で会議費等の支出はゼロ)に関して審議が行われ、それぞれ承認された。また、③北ヨーロッパ学会の新規加盟も投票により承認された。これに伴いJCASA加盟学会の数は20になった。その他、新規加盟学会を含めて2022年度会費(各学会が払う分担金)徴収の延期が承認された。

報告事項では、2021年12月25日付で新事務局が早稲田大学に置かれることとなり、同大の小森宏美氏(ロシア・東欧学会)が新事務局長に就任した。新事務局長から挨拶があり、ニューズレター第16号への執筆依頼がなされた。

続いて、日本学術会議地域研究委員会の小長谷有紀委員長より報告が行われた。①10月に新しい会期が始まったが、任命問題への対応により総会が12月になった、②地域研究委員会の提言については特に教育関連などが議論となり、提言のあり方自体が問題視された、③その結果、提言の内容を少し改め、提言および見解の二段階に分けることが提起され、その方向でとりまとめが進められている、④今後は、地域研究委員会や分科会が作成する見解や提言について原稿の査読確認がJCASAや個別加盟学会に対し(現実的には会員個人に対し)なされる予定、とのことである。これら報告を受けて、今後の対応に関する活発な意見交換が行われ、JCASAでも情報交換を継続することになった。

最後に、岡田泰平JCAS(地域研究コンソーシアム)運営委員長よりJCASの活動報告があり、次年度の事業計画として、①事務局が東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所から北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターに移行すること、②5年計画で2020年度に始まった社会連携セレクションは波及効果が大きく、ICAS賞の応募増につながったこと、③コロナ禍

や事務局移動などで実現できていない地域研究構想部会を今後の課題とすること、などが報告された。

以上の各報告を受けて意見交換がなされ、年次総会は閉幕した。

7. 『研究年報』第43号への原稿投稿について

『ラテンアメリカ研究年報』第43号の原稿を10月から12月にかけて募集します。具体的な日程が決まり次第、学会ニュース等で配信します。若手から中堅、ベテランまで、多くの会員からの活発な投稿をお待ちしています。

柳原孝敦(年報編集担当理事)

8. 第2回優秀論文賞

日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞について、選考委員会(野谷文昭委員長)の推薦を受けて、2022年1月の理事会で審議をおこなった結果、藤井健太朗会員の論文「ラテンアメリカの「バロック」——カルロス・フエンテス『アウラ』における実践——」(『ラテンアメリカ研究年報』41: 123-161, 2021年)が第2回受賞論文に決定しました。授賞式は、2022年6月4日の定期総会の会場(同志社大学)で行われる予定です。

9. 新刊書紹介

後藤健志

『アマゾンにおける市民権の生態学的動態』

明石書店、2021年、316頁。(紹介者：神崎隼人 大阪大学)

本書は、著者が筑波大学に2017年に提出した博士論文を元にした民族誌であり、人類学者としての初の単著である。民族誌の舞台はブラジル連邦共和国の法定アマゾニアの南端マト・グロッソ州北部地域「ノルタウン (Nortão)」——大豆プランテーションに地平線まで覆われきった景観が反復し、何十〜何百キロと都市から離れれば、誕生しつつある街、開拓されていく入植地、人の痕跡を示すカポエイラ、孤独に切り残された大木が見えてくるだろう——。そうした国家の縁辺にある複数の地点において、著者が2012〜2016年の間に20ヶ月間かけた調査から見出すのは、国家による土地収用と市民への再分配という単純な図ではなく、土地の「占有」をめぐる入植者と自然、テクニカルな制度、政治経済の絡まり合う過程すなわち「市民権の生態学的動態」だった。

本書は序章と第1から6までの各章そして終章から構成される。

序章では、市民権の不平等を調整する技術としての植民、特にその過程での占有の本質的な位置付けに、光が当てられる。権利としての占有こそが端緒となって、入植者たちは土地を経営し、インフラを構築し、正式な財産として登記する等の一連の技術的実践を行うことで、単なる大地を有意味な土地へと変貌させる。第1章では、そうしたフロンティアの景観を人間と自然が時とともに絡まり合う複合物と捉えるため、アマゾン民族学における文化生態学と歴史生態学の検討を軸に、様々な先行研究の野心的接合がなされる。第2章では軍政期の植民〜民政期の農地改革と諸制度から入植者、国家経済、土壌や森が結びつく過程をさらに深めていく。ここまでの、20世紀を通じてブラジルを突き動かしてきた「土地なしに土地を」をめぐる政策と運動の理論的景観が明らかになる。

続く第3〜6章は植民者たちの財産獲得へ向けた実践の重厚な民族誌である。市民権の生態学的動態をめぐる、前章までの

理論的考察に対し、現場における多様な過程の記述から迫る。第3章は、入植キャンプが占拠から形成し、次第に人々の複雑な動きとともに発展し、都市域が立ち現れることで消滅する過程を描く。第4章は都市域を基点に農地が広がる過程である。非公式であるにもかかわらず入植者らは合法的財産として土地を見立て、情報化して操作する。そうした技術的実践が反復しフロンティアは形成・発展していく。第5章は柔軟な調整を描く。公式の入植地であっても個々の入植者は非公式なやり方で対応し、個人と中間集団また集団同士も互いに利益を翻訳し合って、ある種の共同関係を築きあげていくのである。第6章では、前3つの章の姿が重なりながらさらに展開する。個々の生活史から野心、期待、半目、家族が丹念に描き出されつつ、常に土壌や森林の固有な生のリズムにも注意が向けられ、フロンティアというある種の有機体的な生が明らかになる。

終章は結論である。まず全体から、植民者たちの土地利用の共通のパターンが確認される。しかしそれ以上に、ミクロな反復運動による末端の増幅と拡大によって、全体としてはある種の巨大な有機体的機構が生成し、あたかも樹木に類似した「植民の木」といえるモデルになるという、ユニークな理論が導き出される。

以上のように本書は、アマゾニアのフロンティアにおいて入植者たちが占有を始め、生態環境や人工物といった非人間とも絡まりあいながら生き、異種混濁的な景観を紡ぎ出す姿を描き出す。その理論的考察には、科学技術社会論やポリティカル・エコロジーといった多様な分野の接合を試みた野心がある。量的・質的な人間社会内部の矛盾を技術的に解決する占有という人類社会にとって本質的な制度を対象にする一方、他方ではそれを現場から詳らかにし、鳥の目と虫の目を往還する極めて正統的な人類学らしい価値を持った著作となっている。

齊藤功高

『米州人権制度の研究—米州人権委員会と米州人権裁判所の挑戦とその影響』

北樹出版、2021年、462頁。(紹介者：中井愛子 大阪市立大学)

本書は、2012年から2020年に発表された論文17本に書下ろし1本を加えた全462ページの単著書であり、著者が長年取り組んできた米州人権制度の研究の集大成である。したがって、本書の主な内容は、米州人権制度、すなわち、米州人権委員会および米州人権裁判所を中心にした米州の地域的な国際人権法の履行確保制度の分析からなる。わが国では本格的な研究がほぼ見られない同制度の仕組みと機能を、委員会および裁判所の権限の詳細とともに包括的に理解できるというだけでも本書の価値は高い。

だが、本書の価値は米州人権制度の解説には留まらない。特筆すべきは以下の3点である。第1に、本書の目的は、ただ同制度を解説し機能を論じるのではなく、この制度が地域諸国の国内の人権擁護にいかに関与しているかを解明することに向けられている。国際法でありながらもつばら国内での履行が問題となる国際人権法の特性に照らせば、国際平面と国内平面との連関を追究するこうした研究が重要であることは論を待たないのだが、国際法・国際裁判所判例と国内法・国内裁判所判例の双方の知識および調査研究が要求されるため、この種の研究への着手は容易ではない。第2に、実証的な方法論である。著者は、国際的な法規範や制度のあり方だけでなく、各国の国家実行を重視し、数々の具体的事件や事項を国際・国内の具体的体制の中で分析し論じる。これも、言うは易く行うは難い研究方法である。第3に、国際法学に属する議論と、国際関係論に属する議論の組み合わせである。国際法の問題領域では、しばしば、政治的な力学による闘いが法的な論理を武器として展開され、研究者には法と政治の双方を扱う力量が求められるところ、本書は双方をカバーしている。これらの利点によって、本書は、米州人権制度がどのように発展してきたのか、その過程で地域諸国との間でどのような闘いが展開

されたのか、そして、抵抗にあいながらも歴史的に拡充されてきた同制度が、諸機関の具体的な権限の行使を通していかに各国国内での人権擁護の発展に寄与してきたのかを、高い説得力をもって描き出している。

本書の構成は以下の通りである。第I部は「米州人権制度の誕生と進展」と題し、OASの創設、米州人権宣言の採択から今日に至る歴史を概観する。第II部は「権威主義的独裁政権から民主制への移行期における人権侵害とその救済」と題し、ペルー、アルゼンチン、ブラジルに各1章を充てて、米州人権制度が移行期において各国国内での人権侵害の救済にいかに関与したかを明らかにする。第III部は「米州人権委員会の挑戦とその影響」と題し、事例を取り混ぜながら、米州人権委員会の実際の権限および活動と、それに対する各国の対応を論じる。第IV部は「米州人権裁判所の挑戦とその影響」と題し、米州人権裁判所について同様の分析を行う。第III部および第IV部の各章では、米州人権委員会の予防措置、友好的解決手続き、米州人権裁判所の管轄権、判例遵守義務、暫定措置、国内的救済悉尽原則の運用といった事項が細部にわたって論じられる。最後に、第V章において、人権NGOの活動がこの地域の人権擁護の推進に果たしてきた役割とその条件を考察して本論が終わる。

各章の議論は、それぞれの主題となる事項を詳しく論じているために極めて具体的かつ詳細であるが、全体を通して読めば、過去から現在、そして未来へと展開する緩やかな時系列に沿って本書が編集されていることに気づくであろう。個別の議論の詳細さと、全体の構想のスケールの大きさを併有するのがまた本書の醍醐味である。国際平面と国内平面が連関し、民間セクターをも巻き込んで進んでいく米州人権制度のダイナミズムを俯瞰的に理解できる本書は、いずれの読者にも推薦できる得難い良書である。

坂口安紀『ベネズエラ—溶解する民主主義、破綻する経済』

中央公論新社（中公選書115）、2021年、288頁。

住田育法・牛島万編『混迷するベネズエラ—21世紀ラテンアメリカの政治・社会状況』

明石書店、2021年、254頁。

（紹介者：小池康弘 愛知県立大学）

2021年に入ってから、ベネズエラ情勢を理解する上で大変参考になる2冊の書籍が刊行された。チャベス政権誕生（1999年）以降のベネズエラの混乱ぶりは報道でも知られるようになり、一般の関心も高まってきたが、その情報は断片的である。かつてラテンアメリカの民主主義国家の模範とされ、産油国として豊かであったベネズエラが、これほど酷い状況に陥ったのはなぜか。この22年間、この国では何が起き、どこへ向かおうとしているのか。上記の2冊はこうした問いに答えようとするものである。

前者（坂口）は、ベネズエラ政治の専門家である著者が、チャベス政権誕生から最近にいたるまでの同国の動きを政治・経済・石油・社会・外交など様々な観点から、事実とデータ、現地滞在やインタビューを通じて丹念に分析したもので、体系的かつ具体的な記述は説得力があってわかりやすい。前半では、チャベス政権誕生から22年間に起こった大きな政治的変化の過程を振り返るだけでなく、チャベス、マドゥーロという2人の大統領の人物像に迫ることで「ボリバル革命」の基盤がどのように形成されたのを明らかにしている。1999年の制憲議会の成立を起点として超法規的な政権運営が始まり、立憲主義や権力分立という民主主義の基盤が毀損されていく過程は興味深い。旧憲法の欠陥、すなわち新憲法制定の手続き規定の曖昧さが、その後の権威主義体制化への「蟻の一穴」となった点も見逃せない。後半においては、なぜチャベス政権が誕生したのかを分析したのち、ベネズエラの権威主義化（もはや競争的権威主義とは言えない）、石油産業政策の失敗と財政の破綻、治安悪化や軍内部の腐敗、政治色が濃い社会開発政策（ミシオン）などの実態が示される。経済破綻の一方で、ロシア、中国、キューバ、北朝鮮などとの関係緊密化を「サバイバル外交」として言及している点も面白い。

著者が結論で述べていることは政治学分野の研究にとって示唆的であり、大いに共感した。「ボリバル革命」の現実に対して批判的視点で書かれているが、広範な参考文献や引用も示され、研究書としての客観性が担保されている。

他方、後者（住田・牛島編）は2019年11月、京都外国語大学ラテンアメリカ研究所主催の研究講座における7名の研究者の報告を論考としてまとめたものである。全員がベネズエラの専門家というわけではないが、各人の専門や関心に引きつけた分析は、現在のベネズエラ情勢を様々な研究視点から検討する上で参考になる。

紙幅の関係で詳細に触れられないが、野口（天理大）は「人の移動」という観点から、チャベス政権以降、急増するベネズエラからの出移民の動向を明らかにした。村上（京都大）はベネズエラ政治の歴史という縦軸と「ラテンアメリカ政治の中での位置づけ」という比較政治学的な視点の両方から、ベネズエラの民主主義の毀損状況を説明している。岡田（名古屋大）は1999年の憲法改正と大統領権限の強化について論じつつ、クライアンテリズムという市民側の問題点も指摘している。新藤（アジア・アフリカ研究所）および山崎（横浜国立大）は、ベネズエラ情勢に関して、欧米メディア一辺倒の解釈や米国を中心とする国際的同調圧力に警鐘を鳴らし、多様な情報ソースを引用して「ベネズエラで何が起きているのか、どう解釈するか」について、異なる視点から見る重要性を指摘している。住田（京都外大）はブラジルからの視点で、特に権威主義とポピュリズム、中国やキューバとの関係という観点からベネズエラとブラジルを比較している。牛島（同）はメキシコからの視点で、不干渉主義の伝統、対米協調、マドゥーロ政権支持というAMLO政権による外交展開にも触れている。

Laura Dierksmeier, Fabian Fechner and Kazuhisa Takeda (eds.)
Indigenous Knowledge as a Resource: Transmission, Reception, and Interaction of Global and Local Knowledge between Europe and the Americas, 1492–1800
Tübingen: Tübingen University Press, 2021 (紹介者: 谷口智子 愛知県立大学)
(open-access) <https://publikationen.uni-tuebingen.de/xmlui/handle/10900/117746>

本書は五部構成で14本の論文からなる論文集である。書き手はドイツ、スペイン、メキシコ、ペルー、アルゼンチン、米国、日本出身の14名の研究者であり、個々の論文は先住民の医学、言語、地理、美術、宗教の諸相について、歴史学、人類学、考古学、言語学など多岐にわたる専門分野から論じられている。編著者はラウラ・ダークスマイヤー (テュービンゲン大学)、ファビアン・フェヒナー (ハーゲン通信大学)、武田和久 (明治大学)。武田氏によれば、アルゼンチンのプエノスアイレスで在外研究時にフェヒナー氏と知り合い、互いの研究について意見交換していた。その後、武田氏がスペインで在外研究中、ドイツでダークスマイヤー氏とも知遇を得た。そのうち共同研究をしようということになり、2018年9月11–12日にテュービンゲン大学 (ドイツ) で本書と同名の国際研究集会を開催した。本書はその成果である。

編者の共通関心は「グローバル・ヒストリーとアメリカ先住民の文化変容の問題」だった。西欧のグローバリゼーションは一方的なものに見えるが、逆にアメリカ先住民に端を発する情報が、植民地を支配したヨーロッパ人に無数の影響を与えたのではという問題意識から、新旧両世界における「先住民知識」の「伝播・受容・相互作用」という中核的テーマが三人の間に浮上したという。この「先住民知識」への注目は、新旧大陸間で文化や情報の「交換」が1492年以降常態化しており、個々の先住民文化や情報が旧大陸に発信されていたという新たな視座を提供することになるのではないかと。本書はその意味で、今日のラテンアメリカ先住民研究に具体的なインパクトを与えるものである。

以下、谷口が関心を寄せた論文を二つ選び、その理由を説明する。クリスティン・D・ビーレイ「ケーロとスペイン植民地時代のアンデスにおける先住民性の保存」は、ケーロ (Qero) について論じている。

ケーロとはスペイン人がアンデス中部・南部に到着する何世紀も前から作られてきた木製の儀式用酒器で、二人一組で使用されてきた。対になったケーロでチチャ (トウモロコシを発酵させたビール) を飲んで乾杯する儀式は、地域社会の互惠関係の構築と維持に重要な文化的機能を果たしてきた。ティワナクやワリなどの国家では、チチャを飲むことで国家と構成民衆との関係が階層化されていたが、インカではさらにその重要性が増した。しかしインカでは、東の低地の専門職人 (qerocamayoc) が生産したチチャが、インカに協力する政治的エリートに分配された。スペインによる征服後、ケーロの装飾にはヨーロッパの美意識が急速に取り入れられ、幅広い色使い、人物や動物の描写、さらにはヨーロッパの器の形などが取り入れられた。ここではケーロの長期的な変化が分析・解釈されている。物質文化の一種であるケーロは、近世における文化的存続のための努力、植民地の社会的・政治的文脈における先住民概念の変化、重要な文化的知識の保存について (特に二重性、互惠性、社会組織の関連原理について) 多くを明らかにできる、という。マテリアリティの中の文化的概念の保存という視点に興味深い。

スザンネ・シュビカー「ベルナルディーノ・デ・サアグンのフィレンツェ文書における子供、教育、育成に関する知識」では、サアグンが編纂したフィレンツェ文書に収集された、教育と育児に関する先住民知識が多岐に渡って概説されている。ここでは先住民の教育形態について論じながら、ヌエバ・エスパーニャの文脈における近世の聖職者の教育についての考え方が示されている。教育史的にも、文化の翻訳や社会変革の過程における教育、幼年期、育成に関する近世の理論的概念を明らかにしており、先住民ならびにヨーロッパ文化の教育の違いが対比的に描かれていて非常に興味深い。

10. 寄稿： コロナ禍における現地滞在記

新型コロナウイルス禍のブラジルで考えたこと

高橋亮太（ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所研究員）

筆者は2018年12月から2021年12月までの3年間、在ブラジル日本国大使館の専門調査員として首都ブラジリアに滞在したが、思いがけず任期の半分以上を新型コロナ禍の下で過ごすこととなった。感染拡大の初期は、マスク不足をはじめとする先行きの見えない不安に直面したが、第1波ピークを経て2020年9月にブラジリアでの経済活動が再開された後は、リモートワークを含むニューノーマル下の生活様式にも順応して残りの任期を全うすることができた。

さて新型コロナ禍は、他の国や地域と同様、ブラジルにおいても文字通りの公衆衛生危機をもたらしたが、これによって社会に大規模な変容が訪れたと言えるか、この機会に改めて振り返ってみた。無論、社会的距離の確保や在宅勤務などの導入が進んだ側面はあるが、在宅勤務について言えば全く新しい傾向という訳ではなく、むしろ以前から始まっていたものが加速化したと言った方が正確ではないだろうか。因みに、2021年半ば以降、国内の感染拡大の第2波が収束したことに伴う行動規制の緩和やワクチン接種の進展とともに、親しい間柄であれば互いにハグとキス、週末には家族が集ってシュラスコを楽しむというような、いわゆる「ラテンアメリカ的風景」が至る所に戻ってきた。家族や友人、そしてそれ以外の他人との距離の取り方を区別した対応が一般的であるように思われる。

他方で、マスク着用やアルコール消毒などの感染症対策については、社会階層に

よって傾向の違いがありそうだというのが筆者や周囲の人々が共有する雑駁な印象である。ブラジリア市内や旅行先の街角を観察する限りではあるが、感染症対策に対する高い意識を持つ人々とそうでない人々のギャップが顕著であったように思われる。コロナ禍前後で決定的に変わったと言えるのは、少なくとも医療従事者の間で公衆衛生に対する意識が大きく高まったことではないだろうか。実際にそうした報道を目にすることもあったし、筆者が知る理学療法士は、「歴史的に感染症を経験してきたアジア諸国を見習って家の中で靴を脱ぐ習慣を取り入れることにした」と語ってくれた。幸いにもブラジリアは他の都市に比べて人口密度が低いことに加えてモータリゼーションが発達しているためか、物理的な距離を保つにはさほど苦勞しなかった。それでも用心すべきは、街角や住居内で密集状態を伴ってフェスタを開く人々の集まりから極力距離を置くことであった。

新型コロナ禍以後、保健大臣や通信大臣がそれぞれ遠隔医療や遠隔授業の拡充といった目標を掲げたが、その後何らかの具体的なプロジェクトが進んだ訳ではない。その理由の一つには、そもそもブラジルにおいては基礎インフラ整備が脆弱であることが挙げられるのであろう。ただし、新型コロナ禍収束後に5G通信網の普及が進めば、今から数年後には社会生活に大きな変化が訪れる可能性はある。ブラジルでは2021年11月に5G商用回線の周波数入札が実施され、2022年7月までの商用サービス開始が目標とされている。しかし、コロナ禍の影響により、製造部門における消費財や資本財の供給が滞ったため、必要な機器の部品が不足する状況が続き、新型機器の導入どころではなくなった。こうした状況に鑑みれば、5Gを用いた遠隔通信の導入については、基礎インフラ整備やソフト面

の供給の観点から、コロナ禍下というよりもポストコロナの課題となるのが現実的な見方であると言われている。なお、遠隔教育については、コロナ禍下でホームスクーリングが解禁されたが、いかに子供を授業に集中させるかといった課題に加え、物理的に登校しなくてもよいことを口実として親が子供の教育機会を奪い児童労働を強い兼ねないなどの問題にも配慮する必要があるだろう。

対面での面会が制限されたことで新たな人脈形成の機会が減少したことは残念としか言いようがないが、筆者はコロナ禍以前に構築した既存の人脈を深めることに注力した。オンライン会議の実施や、少人数で面会する機会が増えたことで、既存の人脈についてはある程度関係維持・深化することができたように思う。また、オンライン開催による国際日本研究学会に招待パネリストとして参加し、子安会員と舛方会員とともに日伯関係の過去・現在・未来について議論できたことは、実はコロナ禍による思わぬ賜物であったのかもしれない（パネル題目：「変化する国際環境の中の日伯関係」、報告題目：「近年の日伯関係」）。なお、ブラジルにおける新型コロナ禍の状況については、『世界の社会福祉2021』（旬報社、宇佐見会員他編）のうちブラジル章を分担執筆したので、こちらを参照頂ければ幸いである。

11. 事務局から

入会・資格変更・退会・除名
(第170回理事会承認)

〈新入会員〉

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

〈退会会員〉

[Redacted]

〈除名会員〉

[Redacted]

○マイページで会員情報の更新を

「マイページ」では住所や所属、学会からのニュース配信の送付先など、学会に登録する情報を会員自らが入力できるようになっています。また、「マイページ」には会員検索機能があり、会員名簿の役割を果たしています。同じ学術的関心を持つ人を見つけられる場であることは学会の重要な役割の一つです。ご自身の情報を更新して下さいませよう、お願い申し上げます。

○新型コロナウイルスに関する投稿の募集

会報では、COVID-19がもたらす危機と社会の変容に対して会員の皆さまが何を考

え、どのように向き合われているのかについて声を募集しています。1,000~2,000字程度の原稿を事務局宛て（ajel.jalas@gmail.com）にお送りください。

編集後記

数年前、ハンガリーのペーチ大学イバロアメリカセンター主催のイバロアメリカ週間に参加した。東中欧各地の大学生が、スペイン語やポルトガル語で自らの研究成果を発表し、交流する企画である。同時に、引率教員をはじめ世界各地の研究者が報告する機会にもなっていた。

会食の際に、よく話題になったのが、東中欧からラテンアメリカへの移民であり、とりわけ19世紀末にはじまるガリツィア地方からコーノ・スールへの移民についてはだいたい議論があった。その時には、わたしはユダヤ移民のことと理解し、移住先に関心を持った。しかし、いま改めて考えると、ガリツィア移民はもっと多様であるし、その背景には大勢力の境域に置かれたこの地方に作用する複雑な力学がある。出身地の事情を知らなければ、移住先の理解も深まらない。当然のことではあるが、その重要性に、気がつかされた次第である。

会報を編集するのは、これが三回目でも最後である。会報の重要かつ不可欠な役割は、学会運営にまつわる諸情報（議事録、活動報告など）を会員に届けることである。しかし、会報には最初期から書評や近著紹介が掲載されており、会員間の学術的交流を促進する機能もあろう。さらに、2010年代には、他学会や講演会の参加記も増加し、学会外の関連活動について情報共有するようになった。ここ2年間は、フィールドの現況をお知らせする「コロナ禍での現地滞在記」が掲載され、寄稿の幅はさらに広がった。

その先に、会報の役割には何があるだろ

うか。ひとつの可能性は、滞在記の幅を広げた、時評的な記事かもしれない。もちろん、会報の役割についてはさまざまな意見がありうるし、記事の多様化には慎重な立場もあろう。それに、編集担当からすれば、負担増は否めない。ただ、東欧情勢を考えながら編集作業を進めるうちに、会報とはなにか、思案した次第である。

（伏見岳志）

会費納入のお願い

学会会費を未納の方は、下記の郵便振替口座にご送金願います。会費を連続して2年間、無届で滞納した場合は除名となることがあります。なお、納入状況は学会ウェブサイトの「マイページ」で確認することが可能です。

口座記号番号：00140-7-482043

加入者名：日本ラテンアメリカ学会

No.137 2022年3月30日発行
学会事務局
〒168-8555 東京都杉並区永福1-9-1
明治大学和泉キャンパス研究棟
政治経済学部 武田和久研究室気付
03-5300-1348
ajel.jalas@gmail.com